

TOSHIBA

グリーン調達ガイドライン

(第8版)



東芝ホクト電子株式会社

2025年10月15日

目 次

1. はじめに
2. 東芝グループ「環境未来ビジョン 2050」
3. グリーン調達目的
4. グリーン調達の適用範囲
5. 調達取引先様へのお願い事項
 5. 1 東芝グループ調達基準に則した環境経営の推進
 - (1) 環境マネジメントシステムの構築
 - (2) 環境基本方針の策定
 - (3) 環境負荷低減活動の推進
 - (4) 東芝グループへの納入品における化学物質管理の推進
 5. 2 納入品の環境品質確保のための契約の締結
 5. 3 各種調査への協力
 - (1) 調達取引先様の環境経営に関する評価
 - (2) 納入品の含有化学物質（群）に関する調査
 - (3) その他、上記「5.1 東芝グループ調達基準に則した環境経営の推進」の
確実化のために必要な調査
6. 問合せ先

添付資料

- (別表 1) 禁止物質（群）
- (別表 2) 管理物質（群）
- (様式 1) 特定化学物質の使用制限に関する合意書
- (様式 2) お取引先様の環境保全活動に関する調査
- (様式 3) 禁止物質（群）不含有証明書

1. はじめに

東芝ホクト電子株式会社は、グリーン調達を（株）東芝の最新のグリーン調達ガイドラインに準拠して推進します。

東芝グループは、「人と、地球の、明日のために。」を経営理念の主文に掲げ、事業を通じて社会の発展に貢献していくという変わらぬ信念を示しています。創業時から培ってきた発想力と技術力を結集し、複雑化・深刻化する社会課題の解決に立ち向かい、新しい未来を始動させることが、私たちの存在意義です。

この理念のもと、当社グループ独自の信頼性の高い製品とサービスで環境をはじめとする社会課題の解決をめざし、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、さらなる企業価値の向上を図っていかねばなりません。これらの達成には、長期的な視点で世界の潮流に対応していくことが重要と考えています。

そこで東芝グループでは、カーボンニュートラルや循環経済への対応等グローバルな視野に立った新たな長期ビジョンとして、「環境未来ビジョン 2050」を策定しました。本ビジョンは「豊かな価値の創造と地球との共生をめざした環境経営を通じて持続可能な社会の実現に貢献する」ことを目的としています。具体的には、「気候変動への対応」「循環経済への対応」「生態系への配慮」の3分野への取組を推進し、持続可能な社会、すなわち脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会の実現をめざします。特に「気候変動への対応」については、当社グループ環境経営における最重要課題と捉え、2050年度までにバリューチェーン全体でカーボンニュートラルを実現することをめざします。本ビジョンは「東芝グループ環境基本方針」にも則しており、当社グループが描く、2050年の「あるべき姿」となります。

「環境未来ビジョン 2050」を実現するためにはサプライチェーン全体にわたる環境配慮が不可欠であり、積極的に環境経営を推進している調達取引先様から、環境負荷の小さい製品・部品・材料・サービス等を調達するグリーン調達は、東芝グループにとって優先度の高い取組となります。本ガイドラインでは、グリーン調達に関する東芝グループの考え及び具体的なお願い事項について示させていただいています。調達取引先の皆様には、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

東芝ホクト電子株式会社
・ 調達部
・ 総務部 設備管理グループ

2. 東芝グループ「環境未来ビジョン 2050」

東芝グループの長期環境ビジョン「環境未来ビジョン 2050」は、「豊かな価値の創造と地球との共生をめざした環境経営を通じて持続可能な社会の実現に貢献する」ことを目的とし、持続可能な社会、すなわち脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会の実現をめざします。具体的には、事業活動及び製品・サービスにおける、気候変動や資源問題への対応、水資源や化学物質の管理、事業所内外における生物多様性保全活動を活動項目として設定しています。気候変動への対応については、2050年度までにグループのバリューチェーン全体でカーボンニュートラルをめざすとともに、その通過点として、2030年度までに温室効果ガス排出量を70%削減（2019年度比）することを目標としています。

本ビジョンの実現に向けては、行動計画「環境アクションプラン」を策定し、数年ごとに計画の見直しを行いながら、設定項目の活動推進及び進捗管理を行っています。

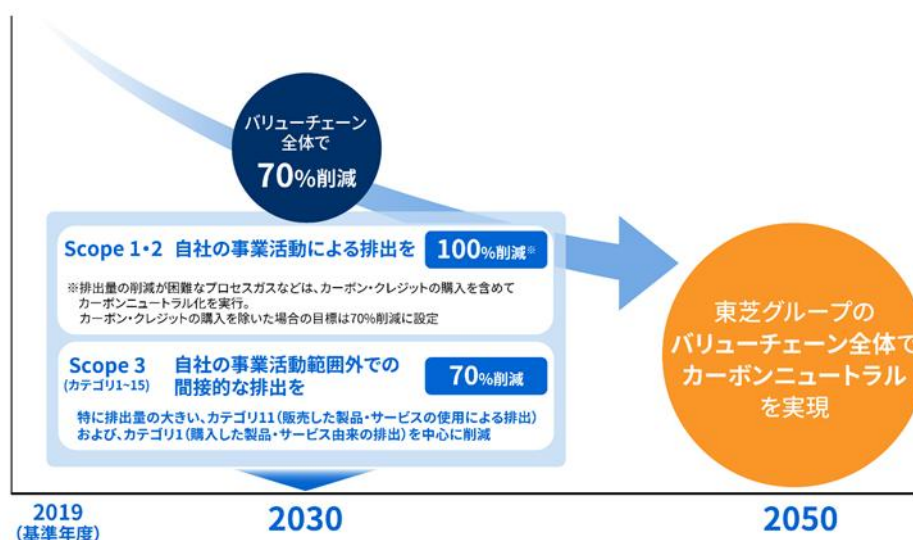
■東芝グループ環境未来ビジョン2050



東芝グループ環境未来ビジョン2050

<https://www.global.toshiba/jp/sustainability/corporate/environment/management/vision.html#vision>

■カーボンニュートラルに向けた温室効果ガス排出削減目標の内訳



■東芝グループ環境アクションプラン

<https://www.global.toshiba/jp/sustainability/corporate/environment/management/8th-plan.html>

3. グリーン調達のための目的

東芝グループでは、調達取引先様との協働により、積極的に環境経営を推進している調達取引先様から、環境負荷の小さい製品・部品・材料・サービス等をご提供いただくことをめざします。それにより、ライフサイクルを通して環境負荷の低減に寄与する環境調和型製品・サービスの創出を行い、「環境未来ビジョン 2050」が描く、脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会を柱とする持続可能な社会の構築に貢献します。

4. グリーン調達の適用範囲

本ガイドラインで示す内容は、東芝ホクト電子株式会社が販売する「商品（*1）を構成する全ての調達品（完成品、部品、材料、梱包材料等）」に関する、お取引先様からの以下の調達品及びご提供いただくサービスに適用します。

- システム構成品、ユニット品（電気電子製品、プリント配線板、その他組立て品等）
- 電気電子部品、筐体機構関連部品、半導体デバイス等
- アクセサリー、マニュアル等の付属品
- サービス部品
- 副資材（*2）
- 梱包、包装材料

（*1）東芝ホクト電子株式会社が販売する全ての商品とし、OEM先及びODM先にて製造され販売されるものを含みます。

（*2）はんだ、接着剤、マーキングインク等、商品を構成する材料を示します。

5. 調達取引先様へのお願い事項

本項目では調達取引先様への具体的なお願い事項を記しています。東芝グループが定めるグリーン調達基準に則した活動を行っていただくとともに、納入品の環境品質確保のための契約の締結や、各種調査にご協力賜りますよう、よろしく申し上げます。また、皆様の調達取引先様についても、本ガイドラインをご理解いただき、活動を推進していただくよう、要請をお願いします。なお、業界動向等の事情から、お願い事項の詳細は東芝グループ各社により異なる場合がありますので、お取引させていただいている東芝グループ各社、事業部、事業所、工場等の担当窓口が発行するグリーン調達ガイドラインをご確認ください。それらのグリーン調達ガイドラインの記載内容が、本ガイドラインの記載内容より優先されます。

5. 1 東芝グループ調達基準に則した環境経営の推進

「環境未来ビジョン 2050」と連動する形で定めた以下の調達基準に則した環境経営を、より積極的に推進していただいている調達取引先様から優先してお取引を進めさせていただきます(注1)。

(1) 環境マネジメントシステムの構築

ISO14001:2015 やそれに準ずる環境マネジメントシステムを構築し、第三者認証等を通して当該規格への適合を実証できる、またはその準備を行っている。

(2) 環境基本方針の策定

環境に関する具体的な考え方を示した自社の環境基本方針を定め、社内で共有している。

(3) 環境負荷低減活動の推進

「環境未来ビジョン 2050」の施策である「気候変動への対応」「循環経済への対応」「生態系への配慮」に関連する以下の環境負荷低減活動を行っている。

① 気候変動への対応

- ① -1-1 自社の事業活動による温室効果ガス排出(「Scope 1」(注2)および「Scope 2」(注3))の削減目標を設定し、実績管理を行っている。
- ① -1-2 (目標を設定している場合)その目標は、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて1.5℃に抑える水準と整合した目標」である(削減目安:毎年4.2%以上の削減)(注4)。
(目標を設定していない場合)2年以内に削減目標の設定ならびに実績管理を行う見込みがある。
- ① -2-1 自社の活動に関連する他社の温室効果ガス排出(「Scope 3」(注5))の削減目標を設定し、実績管理を行っている。
- ① -2-2 (目標を設定している場合)設定した目標は、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分下回る水準と整合した目標」である(削減目安:毎年2.5%以上の削減)(注6)。
(目標を設定していない場合)2年以内に削減目標の設定ならびに実績管理を行う見込みがある。
- ① -3 温室効果ガス排出量の実績について、①-1-1、①-2-1の両方、またはいずれかについて社外向けに情報開示をしている(注7)。
- ① -4 自社または自社バリューチェーンにおけるカーボンニュートラルをめざすことを宣言している。
- ① -5 自社の一次取引先様に温室効果ガス排出量の削減を要請している。

② 循環経済への対応

- ② -1 自社事業活動における廃棄物の削減に向けて、活動目標(定量または定性)を設定し、実績管理を行っている。

② -2 自社が製造または提供する製品・サービス及び梱包・包装材における資源循環および削減に向けて活動目標（定量または定性）を設定し、実績管理を行っている（注8）。

③ 生態系への配慮

③ -1 自社事業活動における化学物質管理に関して活動目標（定量または定性）を設定し、実績管理を行っている（注9）。

③ -2 自社が製造または提供する製品・サービスにおける化学物質管理に関して活動目標（定量または定性）を設定し、実績管理を行っている（注10）。

③ -3 自社事業活動における水資源の適正管理に関して活動目標（定量または定性）を設定し、実績管理を行っている（注11）。

③ -4 自社生物多様性保全活動について活動目標（定量または定性）を設定し、実績管理を行っている（注12）。

④ その他マネジメント項目

④ -1 環境リスクに対する管理体制が構築され、予防措置及び是正措置の手順が整っている（注13）。

④ -2 遵法管理を含めた環境関連教育を従業員向けに行っている（注14）。

(4) 東芝グループへの納入品における化学物質管理の推進

環境負荷の小さい製品・部品・材料等の納入を推進するために以下の活動を行っている。

① 納入品の含有化学物質についての管理体制の構築

自社の化学物質管理規程等に対する不適合等が発生した際の対応手順が定められてあり、それを組織内の関係者に周知、徹底させており、原因究明と再発防止の策も併せて徹底している。

② 納入品の含有化学物質管理

納入品の含有化学物質を管理する目的で東芝ホクト電子株式会社が定める「ランクA(禁止物質(群))」及び「ランクB(管理物質(群))」の2つのカテゴリ（以下表）を認識のうえ、各々に属する化学物質を指定する「環境関連物質リスト」（別表1及び2）に即して管理を行っている。

■ 化学物質管理上の2つのカテゴリ

区分	判断基準	該当物質(群)	備考
禁止物質(群)	調達品(包装材含む)への含有を禁止する物質(群)。国内外の法規制で製品(包装材含む)への使用が禁止または制限されている物質(群)	(別表1) 79物質群 A01~A79	禁止物質(群)不含有証明書にて証明 chemSHERPA(AI/CI)にて調査
管理物質(群)	使用実態を把握し、削減・代替化等の環境負荷低減に努める物質(群)、または回収・無害化を図り環境への影響を抑制する物質(群)	(別表2) 16物質群 B01~B17	chemSHERPA(AI/CI)にて調査

5. 2 納入品の環境品質確保のための契約の締結

調達品の環境品質確保のため、調達取引の際に、(様式1)「特定化学物質の使用制限に関する合意書」のご提出をお願い致します。

5. 3 各種調査への協力

上記「5.1 東芝グループ調達基準に則した環境経営の推進」に関する調達取引先様の取組状況を確認させていただくために、以下を始めとする各種調査にご協力いただきます。

(1) 調達取引先様の環境経営に関する評価

環境経営活動に積極的に取り組んでいる調達取引先様とのパートナーシップを強化するため、調達取引先様の環境経営に対する活動状況を定期的に評価させていただきます。回答結果によりランク判定を実施したうえで、高評価の取引様からの調達を優先させていただきます。評価結果が低い場合は、東芝グループにて改善活動を計画し、改善要請及び指導支援を実施する場合があります。また、改善要請及び指導支援をしたにもかかわらず改善計画通りに改善されない場合は、取引を停止させていただく場合があります。(様式2)「お取引先様の環境保全調査に関する調査」にてご提出願います。

(2) 納入品の含有化学物質(群)に関する調査

調達取引先様からの新規調達品の設定及び既存調達品の代替要否等の判断にあたり、化学物質(群)の含有状況を調査します。願います調査内容は、主に以下の項目です。

<調査項目>

(1) 禁止物質(群)不含有証明書

(別表1) 禁止物質(群)に含まれる物質について、意図的に含有せず、かつ閾値のある物質については非意図的な場合も閾値を超えて含有していないことの証明として、(様式3) **禁止物質(群)不含有証明書**をご提出願います。

(2) 欧州REACH規則(化学物質規則の一つ)の認可対象候補となる高懸念物質(SVHC:注15)の含有有無および含有量調査(chemSHERPA:注16、他)

- ・ 物質・調剤についてはchemSHERPA-CIを、成形品についてはchemSHERPA-AIの各様式を使用してください。
- ・ 記入の要領はchemSHERPAのマニュアルに従ってください。
- ・ 記入様式及びマニュアルはchemSHERPAホームページ(<https://chemsherpa.net/tool>)よりダウンロードしていただき、shaiファイルにてご提出ください。

(3) RoHS指令10物質の分析評価結果の調査

(4) その他、本ガイドラインに定める物質以外にも、お客様からのご要求により調査及び管理をお願いすることがあります。

(3) その他、上記「5.1 東芝グループ調達基準に則した環境経営の推進」の確実化のために必要な調査

注1: 調達取引先様の業態や、納入品の種類、必要性等に応じて、基準項目が異なる場合があります。また、基準項目は今後改訂する場合があります。最新の基準項目の詳細については東芝グループ各社、事業部、事業所、工場等が発行しているグリーン調達ガイドラインをご参照ください。

注2: 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)
https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/estimate.html

注3: 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出
https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/estimate.html

- 注 4：本基準は SBT イニシアチブによって設定されている SBT 認定基準に対応。
SBT (Science Based Targets) とは、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2°C より十分低く保つとともに、1.5°C に抑える努力を追求するために、企業が中長期的に設定する科学的根拠に基づいた温室効果ガス削減目標。現在企業には、バリューチェーン全体における温室効果ガス排出量削減に向けて、取引先様との協働に基づいた SBT を設定することが求められている。
- 注 5：Scope1、Scope2 以外の間接排出
https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/estimate.html
- 注 6：注 4 に同じ
- 注 7：最新の CDP 質問書に回答しているか、CDP での回答以外で温室効果ガス排出量実績の開示を行っている。CDP とは企業や自治体の環境関連の取り組みに関する調査・評価を年 1 回実施している国際的な非営利団体（本部：英国）。
評価結果は機関投資家、評価機関、顧客等に公表される。
- 注 8：自社が製造または提供する製品及び包装・梱包材における省資源化量やプラスチック資源循環量、循環経済型ビジネスの推進等
- 注 9：自社事業活動における化学物質の排出量や管理方法等
- 注 10：自社が製造または提供する製品に含まれる特定化学物質の量や管理方法等
- 注 11：水リスク評価や、水の使用量や、排水の再生使用量、雨水の利用量等
- 注 12：事業所内におけるビオトープの構築、緑地管理、希少種の保護や事業所外における森林・河川・海洋保全等
- 注 13：環境関連遵法管理に関する全社方針・規程の立案・策定及び、その方針や規程に沿った遵法管理の設定
- 注 14：最新の法規制動向、自社環境リスク管理体制、自社内で起こった事故事例等の共有を含めた遵法に対する意識向上教育の推進
- 注 15：高懸念物質 (SVHC: Substance of very high concern)。EU REACH 規則第 57 条の基準に該当し、かつ第 59 条の手続きにより、認可対象候補物質として選定された物質。
- 注 16：サプライチェーン全体で利用可能な、製品含有化学物質情報を伝達するためのスキーム

6. 問合せ先

お問合せ・ご質問につきましては、東芝ホクト電子株式会社ホームページの“お問合せ”より受け付けております。

“お問合せ”－“資材調達に関するお問い合わせ”へと進んでいただき、調達サイト選択ボックスにて“グリーン調達ガイドライン”を選択後、入力フォームにてお願い致します。

提出書類リスト

	新規取引先	新規納入品	既納入品				(年1回以上) 定期調査
			生産条件変更	形状変更	材料変更	部材納入先変更	
(様式1) 特定化学物質の 使用制限に 関する合意書	○	—	—	—	—	—	—
(様式2) お取引先様の 環境保全活動に 関する調査	○	—	—	—	—	—	○
(様式3) 禁止物質(群) 不含有証明書	—	○	○	—	○	○	○
RoHS指令 10物質 分析結果 (書類提出のこと)	—	○	○	—	○	○	○
chemSHERPA AI/CI	—	○	○	○ (同質量 の場合は 不要)	○	○	○
SDS 材料証明 等	—	○	○	○	○	○	○

環境関連物質リスト

(別表 1) : 禁止物質 (群)

	番号	物質 (群) 名	禁止時期	禁止する含有濃度の閾値
特定化学物質	A 0 1	アスベスト類	既に禁止	意図的添加の禁止
	A 0 2	一部のアゾ染料・アゾ顔料 (特定アミンを形成するものに限る)	既に禁止	意図的添加の禁止
	A 0 3	カドミウム及びその化合物	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 100ppm (*1、*2)
	A 0 4	六価クロム化合物	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 1000ppm (*1、*2)
	A 0 5	鉛及びその化合物	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 1000ppm (*1、*2)
	A 0 6	水銀及びその化合物	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 1000ppm (*1、*2)
	A 0 7	オゾン層破壊物質 (例: C F C 類、H C F C 類、H B F C 類、四塩化炭素等)	既に禁止	意図的添加の禁止
	A 0 8	ポリ臭化ビフェニル類 (略称: P B B 類)	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 1000ppm (*1)
	A 0 9	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (略称: P B D E 類)	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 1000ppm (*1)
	A 1 0	ポリ塩化ビフェニル類 (略称: P C B 類)	既に禁止	意図的添加の禁止
	A 1 1	ポリ塩化ナフタレン (塩素数が 3 以上のものに限る)	既に禁止	意図的添加の禁止
	A 1 2	放射性物質	既に禁止	意図的添加の禁止
	A 1 3	一部 (炭素鎖長 10 ~ 13) の短鎖型塩化パラフィン	既に禁止	意図的添加の禁止
	A 1 4	トリブチルスズ (略称: T B T)、トリフェニルスズ (略称: T P T)	既に禁止	意図的添加の禁止
	A 1 5	ビス (トリブチルスズ) = オキシド (略称: T B T O)	既に禁止	意図的添加の禁止
上記以外の禁止物質 特定化学物質	A 1 6	4-アミノジフェニル及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
	A 1 7	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (別名: アルドリン)	既に禁止	意図的添加の禁止
	A 1 8	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (別名: エンドリン)	既に禁止	意図的添加の禁止
	A 1 9	黄りん (例: マッチの火薬に含有している場合がある)	既に禁止	意図的添加の禁止
	A 2 0	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノー-1H-インデン、1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノー-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物 (別名: クロルデン又はヘプタクロル)	既に禁止	意図的添加の禁止

番号	物質（群）名	禁止時期	禁止する含有濃度の閾値
A 2 1	N, N' -ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN, N' -ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 2	ダイオキシン類	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 3	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン(別名: DDT)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 4	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名: デILDリン)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 5	ポリクロロ-2, 2-ジメチル-3-メチリデンビスクロ[2, 2, 1]ヘプタン(別名: トキサフェン)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 6	2, 4, 6-トリターシャリーブチルフェノール	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 7	β -ナフチルアミン及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 8	4-ニトロジフェニル及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 9	ビス(クロロメチル)エーテル	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 0	ヘキサクロロベンゼン	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 1	ベンジジン及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 2	ベンゼン	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 3	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 4	ドデカクロロペンタシクロ[5.3.0.0(2,6).0(3,9).0(4,8)]デカン(別名: マイレックス)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 5	2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名: ケルセン又はジコホル)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 6	ヘキサクロロブター-1, 3-ジエン(別名: 六塩化ブタジエン)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 7	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名: P F O S)又はその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 8	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)=フルオリド(別名: P F O S F)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 9	ポリ塩化ターフェニル(略称: P C T類)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 0	三置換有機スズ化合物(A 1 4, A 1 5を除く)	既に禁止	意図的添加の禁止かつ1000ppm(*3)
A 4 1	フマル酸ジメチル(略称: D M F)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 2	ペンタクロロベンゼン	既に禁止	意図的添加の禁止

番号	物質（群）名	禁止時期	禁止する含有濃度の閾値
A 4 3	r-1, c-2, t-3, c-4, t-5, t-6-ヘキサクロシクロヘキサン（別名：α-ヘキサクロシクロヘキサン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 4	r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6-ヘキサクロシクロヘキサン（別名：β-ヘキサクロシクロヘキサン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 5	r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロシクロヘキサン（別名：γ-ヘキサクロシクロヘキサン又はリンデン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 6	デカクロロペンタシクロ [5, 3, 0, 0 ^{2, 6} , 0 ^{3, 9} , 0 ^{4, 8}] デカン-5-オン（別名：クロルデコン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 7	ジオクチルスズ化合物（略称：DOT）	既に禁止	意図的添加の禁止かつ1000ppm(*3、*4)
A 4 8	ジブチルスズ化合物（略称：DBT）	既に禁止	意図的添加の禁止かつ1000ppm(*3、*4)
A 4 9	ホルムアルデヒド（対象製品：*5）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 5 0	ポリ塩化ビニル（略称：PVC）及びPVC混合物（対象製品：*6）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 5 1	酸化ベリリウム	既に禁止	意図的添加の禁止
A 5 2	フッ素系温室効果ガス（HFC、PFC、SF ₆ ）（対象製品：*7）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 5 3	塩化コバルト（対象製品：*8）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 5 4	6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノー-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド（別名：エンドスルファン又はベンゾエピン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 5 5	ヘキサブロモシクロドデカン（略称：HBCD）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 5 6	ベンゾ [a] アントラセン（略称：BAA）	既に禁止	人体に触れる部分かつ1ppm(*9)
A 5 7	クリセン（略称：CHY）	既に禁止	人体に触れる部分かつ1ppm(*9)
A 5 8	ベンゾ [b] フルオランテン（略称：BbF）	既に禁止	人体に触れる部分かつ1ppm(*9)
A 5 9	ベンゾ [k] フルオランテン（略称：BkF）	既に禁止	人体に触れる部分かつ1ppm(*9)
A 6 0	ベンゾ [j] フルオランテン（略称：BjF）	既に禁止	人体に触れる部分かつ1ppm(*9)
A 6 1	ベンゾ [a] ピレン（略称：BaP）	既に禁止	人体に触れる部分かつ1ppm(*9)
A 6 2	ベンゾ [e] ピレン（略称：BeP）	既に禁止	人体に触れる部分かつ1ppm(*9)
A 6 3	ジベンゾ [a, h] アントラセン（略称：DBA）	既に禁止	人体に触れる部分かつ1ppm(*9)

番号	物質（群）名	禁止時期	禁止する含有濃度の閾値
A 6 4	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（略称：DEHP）	既に禁止	意図的添加の禁止かつ1000ppm(*11)
A 6 5	フタル酸ジブチル（略称：DBP）	既に禁止	意図的添加の禁止かつ1000ppm(*11)
A 6 6	フタル酸ブチルベンジル（略称：BBP）	既に禁止	意図的添加の禁止かつ1000ppm(*11)
A 6 7	フタル酸ジイソブチル（略称：DIBP）	既に禁止	意図的添加の禁止かつ1000ppm(*11)
A 6 8	パーフルオロオクタノ酸（PFOA）とその塩およびそのエステル	即ち禁止	①部品：1000ppm ②化学品：10ppm ③コーティング材料：1μg/m2(*10)
A 6 9	リン酸トリアリールイソプロピル化物（略称：PIP(3:1)）	即ち禁止	意図的添加の禁止
A 7 0	ペンタクロロチオフェノール（略称：PCTP）	即ち禁止	意図的添加の禁止
A 7 1	ペルフルオロカルボン酸（略称：PFCAs）（炭素数 9~14に限る）とその塩、および関連物質	即ち禁止	1. PFCAs(C9-C14)とその塩 意図的添加の禁止かつ合計 25ppb 未満 2. PFCAs(C9-C14) 関連物質 意図的添加の禁止かつ合計 260ppb 未満
A 7 2	PFHxS とその塩および PFHxS 関連物質	即ち禁止	1. PFHxS とその塩 意図的添加の禁止かつ合計 25ppb 未満 2. PFHxS 関連物質 意図的添加の禁止かつ合計 1000ppb 未満
A 7 3	デクロランプラス	即ち禁止	意図的添加の禁止
A 7 4	UV-328	即ち禁止	意図的添加の禁止
A 7 5	メトキシシクロ	即ち禁止	意図的添加の禁止
A 7 6	有機リン系難燃剤のうち 3 物質 ・リン酸トリス（2-クロロエチル）（TCEP） ・リン酸トリス（2-クロロ-1-メチルエチル）（TCPP） ・リン酸トリス（2,3-ジクロロプロピル）（TDCPP）	即ち禁止	意図的添加の禁止かつ1000ppm
A 7 7	ペンタクロロフェノール（PCP）とその塩およびエステル類	即ち禁止	意図的添加の禁止
A 7 8	フタル酸エステル類のうち 5 物質 ・DINP フタル酸ジisonニル CAS No. 28553-12-0 / 68515-48-0 ・DIDP フタル酸ジisonデシル CAS No. 26761-40-0 / 68515-49-1 ・DNOP フタル酸ジ-n-オクチル CAS No. 117-84-0 ・DNHP フタル酸ジ-n-ヘキシル CAS No. 84-75-3 ・DMEP フタル酸ビス（2-メトキシエチル）CAS No. 117-82-8	即ち禁止	意図的添加の禁止かつ1000ppm
A 7 9	赤りん	即ち禁止	意図的添加の禁止

「意図的添加」とは、特定の特性、外観、または品質をもたらすために納入品の形成時に化学物質を故意に使用することです。

(* 1) 禁止する含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味です。算出する場合の分母は各均質材料とします。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。例えばカドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とします。ただし、欧州 RoHS 指令の適用除外が認められている使用可能用途（将来的に認められる使用可能用途を含む）に限り、含有禁止の除外とします。

(* 2) 包装材料の場合、包装を構成する均質材料ごとに 4 物質（カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物）の総量として重量比で 100ppm を含有濃度の閾値とします。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とします。

(* 3) 禁止する含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味です。算出する場合の分子は金属スズ（Sn）としての換算値、分母は各成型品あるいはその部品単位（DBTのみ混合物も含む）とします。

(* 4) 欧州 REACH 規則付属書 XVII 記載の用途と物質群を対象とします。ただし、適用除外と期限が定められている使用可能用途に限り、含有禁止の除外とします。

- (* 5) 対象：製品に組み込んで使用される、繊維板（ファイバーボード）、パーティクルボード及び合板を用いた木工製品（スピーカー、ラック等）
- (* 6) 対象：①非接触 I C カード用基材、②キャリングバック、キャリングケース、キャリングポーチ用の生地及びコーティング剤、③接続コードを束ねる結束バンド、④包装部品・材料（袋、粘着テープ等）、⑤熱収縮チューブ、⑥絶縁版、化粧板、ラベル、シート、ラミネート
- (* 7) 対象：冷媒・断熱材等の製品に搭載する用途
- (* 8) 対象：①乾燥剤（シリカゲル等）に使用される湿度指示薬、②湿度インジケター
- (* 9) 欧州 R E A C H 規則附属書 XVII 記載の用途と物質群を対象とします。ただし、適用除外と期限が定められている使用可能用途に限り、含有禁止の除外とします。
- (* 10) 下記に該当するものは使用禁止とします。
- ①部品に対し 1000ppm を超える含有がある場合。
- ②化学品（液体混合物中など）に対し 10ppm を超える含有がある場合。
- ③織物、繊維、カーペット、およびその他のコーティングされた材料に対し $1\mu\text{g}/\text{m}^2$ を超える含有がある場合。
- (* 11) 禁止する含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味です。算出する場合の分母は各均質材料とします。ただし、欧州 R o H S 指令で規制されていない、或いは、適用除外が認められている使用可能用途（将来的に認められる使用可能用途を含む）に限り、含有禁止の除外とします。

(別表 2) : 管理物質 (群)

番号	物質 (群) 名
B 0 1	アンチモン及びその化合物
B 0 2	ヒ素及びその化合物
B 0 3	ベリリウム及びその化合物
B 0 4	臭素系難燃剤 (PBB 類 (A 0 8) 及び PBDE 類 (A 0 9) を除く)
B 0 5	ニッケル及びその化合物 (人体に触れる部分)
B 0 6	フタル酸エステル類 (A 6 4、A 6 5、A 6 6、A 6 7、A 7 8 及び B 1 2 で指定されたフタル酸エステル類を除く)
B 0 7	ポリ塩化ビニル及びその化合物 (略称: PVC) ((A 5 0) で指定された PVC を除く)
B 0 8	セレン及びその化合物
B 0 9	パーフルオロカーボン (略称: PFC 類)
B 1 0	ハイドロフルオロカーボン (略称: HFC 類)
B 1 1	六フッ化硫黄
B 1 2	欧州 R E A C H 規則の SVHC (認可対象候補物質) (*12)
B 1 3	欠番
B 1 4	米国 TSCA PBT 規則 (5 物質) (DecaBDE (A09)、及び PIP(3:1) (A69) を除く) (*13)
B 1 5	EU RoHS 指令 次期制限候補物質
B 1 6	化審法 第一種特定化学物質 次期指定候補物質 (*14)
B 1 7	PFAS (パーフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称) (*15) (*16)

(* 1 2) 欧州 R E A C H 規則第 5 9 条の手続きにより、選定された認可対象候補物質。分母は納入品の総質量あるいは部品・材料ごととします。

(* 1 3) 米国有害物質規制法 (The Toxic Substances Control Act, TSCA) 第 6 条 (h) 項に基づき、難分解性、生体蓄積性及び毒性 (PBT) を有する 5 種の化学物質、当該物質を含有する混合物、及び製品を制限するものです。現時点では米国以外を仕向地とすることが明確である製品に組み込まれる調達品については管理の対象外とします。

(* 1 4) POPs 条約附属書 A (廃絶) および附属書 B (制限) への掲載が決定した物質 (群) を含む。なお、化審法第一種特定物質の対象に決定した時点でランク A へ移行する。

(* 1 5) 欧州化学品庁 (ECHA) のパーフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル物質 (PFAS) の規制案にて定義された PFAS

(* 1 6) 米国有害物質規制法 (The Toxic Substances Control Act, TSCA) 第 8 条 (a) (7) に基づき、40 CFR Part 705 § 705.3 の定義を満たす PFAS

(様式1) 特定化学物質の使用制限に関する合意書(基本型)

特定化学物質の使用制限に関する合意書

東芝ホクト電子株式会社(以下「甲」という)と _____
(以下「乙」という)とは、両者間で _____ 年 月 日付締結の資材取引基本契約に付帯して、次のとおり合意する。

第1条(定義)

本合意書に使用される語は次の意味を有するものとする。

- ① 使用制限: 本件法令および仕様書の定めにしたがって、乙の納入品のいかなる部分においても、特定化学物質を許容含有量以下に制限すること。
- ② 特定化学物質: 甲が定めるものは別紙の15物質とする。
これらは、国内外の法令などで含有製品の販売・製品への使用に関し、禁止、制限または報告義務を受ける化学物質(群)である。
- ③ 納入品: 乙が甲の発注にもとづき納入するすべてのもの。
- ④ 本件法令: 国内外の法令で、詳細は添付の(別紙)による。
- ⑤ 本合意書: 本「特定化学物質の使用制限に関する合意書」

第2条(目的)

本合意書は、本件法令および仕様書に指定される使用制限の遵守および遵守体制について定めるものとする。

第3条(本件法令の遵守および遵守体制の構築)

- 1. 乙は、甲に納入するいかなる納入品についても、グリーン調達ガイドラインを遵守しなければならない。ただし、仕様書中に本件法令と異なる使用制限を定める場合は、仕様書に従うものとする。
- 2. 乙は、前項の使用制限を遵守するために、甲が乙に対して別途通知する要求を実現することができる体制を構築しなければならない。かかる甲の要求は、納入品に関する使用制限の遵守に関する証明書、成分データおよび成分の実測データを含むが、これらに限定されない。

第4条(保証)

乙は、納入品に含有される原材料などが前条に適合するものであることを保証するものとする。

第5条(報告および監査)

乙は、甲が本合意書の遵守状況を調査するために、甲の要求に応じて甲に対して報告書を提出し、また協議の上、甲が乙の事業所、または作業場所もしくは乙が自ら納入品の製造を行っていない場合には、納入品の製造場所に対する立入監査を行なうことを認めるものとする。

甲が立入監査を行う内容は、製造工程の確認および部品・材料を抜き取って成分データを実測することを含むが、これらに限定されない。

第6条(変更などの事前通知)

- 1. 乙は、納入品の製造工程を変更する場合は、事前に変更内容を通知するものとする。
- 2. 乙は、納入品または原材料について、本合意書に違反し、またはそのおそれのある事態が発生したことを知った場合、直ちに甲に対して通知する。

第7条(指導および勧告など)

乙は、甲が前二条を受けて指導および勧告を行った場合、その内容にしたがって速やかに是正措置を講じ、その結果を甲に対して報告しなければならない。

第8条(損害賠償)

1. 甲は、乙が本合意書に違反したことにより甲に損害が発生した場合、当該損害の賠償を請求することができる。
2. 乙があらゆる点においてグリーン調達ガイドラインにしたがっていたにもかかわらず、甲に損害が発生した場合は、その取り扱いおよび対策について協議するものとする。

第9条(注文の撤回)

甲は、乙が本合意書に違反した場合、甲の乙に対する注文の全部または一部を撤回することができる。

第10条(紛争解決)

1. 甲および乙の間の本合意書に関する疑義、相違その他の紛争(以下「紛争」という)は、甲および乙による誠実な協議により解決されるものとする。
2. 本合意書に関する紛争の管轄裁判所は、旭川地方裁判所とする。

本合意書の成立を証するため、本合意書を2通作成し、甲および乙が記名捺印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙

(別紙)：(様式1) 付属

東芝ホクト電子株式会社が定める特定化学物質とは、弊社「グリーン調達ガイドライン」調達品含有調査の対象化学物質(群)に定めるもののうちA01～A15までの15物質とする。

番号	物質(群)名	閾値レベル	関連する主な法規制など
A01	アスベスト類	意図的添加	・水質汚濁法 ・廃掃法 ・石綿障害予防規則 ・欧州指令 76/769/EEC
A02	一部のアゾ染料・アゾ顔料(特定アミンを形成するものに限る)	意図的添加	・化審法 ・安衛法 ・ドイツ日用品規則 ・中国国家安全技術規範
A03	カドミウム及びその化合物	100ppm かつ意図的添加	RoHS指令
A04	六価クロム化合物	1000ppm かつ意図的添加	RoHS指令
A05	鉛及びその化合物	1000ppm かつ意図的添加	RoHS指令
A06	水銀及びその化合物	1000ppm かつ意図的添加	RoHS指令
A07	オゾン層破壊物質 (例：CFC類、HCFC類、HBCF類、四塩化炭素等)	意図的添加	オゾン層保護法 モントリオール議定書
A08	ポリ臭化ビフェニル類(略称：PBB類)	1000ppm かつ意図的添加	RoHS指令
A09	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(略称：PBDE類)	1000ppm かつ意図的添加	RoHS指令
A10	ポリ塩化ビフェニル類(略称：PCB類)	意図的添加	・化審法(第1種特定化学物質)
A11	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上のものに限る)	意図的添加	・化審法(第1種特定化学物質)
A12	放射性物質	意図的添加	・原子炉等規制 ・放射線障害防止法
A13	一部(炭素鎖長10～13)の短鎖型塩化パラフィン	意図的添加	・化審法(第1種監視化学物質)
A14	トリブチルスズ(略称：TBT)、トリフェニルスズ(略称：TPT)	意図的添加	・化審法(第2種特定化学物質)
A15	ビス(トリブチルスズ)＝オキシド(略称：TBT O)	意図的添加	・化審法(第1種特定化学物質)

(注1) 意図的添加とは、特定の特性、概観、または品質をもたらすために、最終製品または部品に継続的に含有されることが望ましい場合に、製品または部品の形成時に故意に使用することをいう。

お取引先様の環境保全活動に関する調査

太枠内をご記入下さい

貴社名		発行日	年	月	日
所在地		承認者			印
本社		(役職・氏名)			
業態	<input type="checkbox"/> メーカー、 <input type="checkbox"/> 商社、 <input type="checkbox"/> その他()	評価者			印
		(役職・氏名)			
		電話番号	-	-	

(1)ISO 14001 外部認証に関する項目

ISO 14001 外部認証を取得済みである	YES/NO	取得日	認証機関	認証 No.
ISO 14001 外部認証の取得計画がある	YES/NO	審査予定日	認証機関	

(2)グリーン調達活動に関する項目

評価項目	YES	NO	評点	開始した時期/開始予定日
グリーン調達を実施している	20	0		
グリーン調達の推進計画がある	20	0		

(3)環境保全活動に関する項目 (上記(1)ISO項目のいずれかが「YES」の場合は記入不要)

評価項目		YES	NO	評点
環境方針	1. 環境保全に関する企業理念がある	5	0	
	2. 環境方針を定め、継続的改善及び汚染の予防を誓約している	5	0	
	3. 環境方針で環境に関する法令の遵守を誓約している	5	0	
	4. 環境方針は文書化され、全従業員に周知されていると共に、一般の人が入手可能である	5	0	
組織・計画	5. 環境に関する目的・目標があり、文書化されている	5	0	
	6. 目的・目標を達成するための責任、手段及び日程を明確にした実行計画が定められている	5	0	
	7. 目的・目標を達成するための組織、責任者、役割及び権限が定められている	5	0	
環境側面・システム	8. 大気汚染に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している	5	0	
	9. 水質汚濁に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している	5	0	
	10. 廃棄物に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している	5	0	
	11. 資源消費に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している	5	0	
	12. エネルギー消費に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している	5	0	
	13. 悪臭、騒音、振動に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している	5	0	
	14. 納入荷姿の改善、梱包のリユース化・リサイクル化、運搬手段の効率化に積極的に取り組んでいる	5	0	
	15. 製品アセスメントの仕組みがある	5	0	
	16. 緊急事態への対応の仕組みがある	5	0	
	17. 環境に関する内部監査の仕組みがある	5	0	
開情報・教育	18. 環境関連の教育・訓練を実施している	5	0	
	19. 環境に著しい影響を及ぼす可能性のある作業に従事する者には、別途、適切な教育訓練を実施し、受講状況を管理している	5	0	
	20. 自社の環境保全に関する情報を公開している	5	0	
合計得点				

(4)ランク判定

評価結果	評点(点数は(2)・(3)の合計)	ランク
	超100またはISO項目がYES	S
	75~100	A
	55~70	B
	25~50	C
	20以下	D

東芝ホクト電子株式会社 宛

禁止物質(群) 不含有証明書

日付: _____年 _____月 _____日

会社名: _____

所属: _____

責任者: _____ 印

当社は、貴社に直接または第三者を通じて納入する下記の製品または部品・材料等について、「東芝ホクト電子株式会社グリーン調達ガイドライン第8版(2025年10月15日改定)」に指定されている下記の禁止物質(群)を、意図的に含有せずかつ閾値のある物質については、非意図的な場合も閾値を超えて含有していないことを証明いたします。なお今後、本証明事項に関わる変更が生じる場合は、事前に通知し貴社の指示に従います。

記

1. 対象納入品

品名	メーカー、型番	備考(生産工場等)

2. 含有禁止物質(群) 一覧

番号	物質(群)名	含有濃度の禁止閾値
A01	アスベスト類	意図的添加の禁止
A02	一部のアゾ染料・アゾ顔料(特定アミンを形成するものに限る)	意図的添加の禁止
A03	カドミウム及びその化合物	意図的添加の禁止かつ100ppm(*1、*2)(但し75ppmを超える場合には上記の備考欄へ記載のこと)
A04	六価クロム化合物	意図的添加の禁止かつ1000ppm(*1、*2)
A05	鉛及びその化合物	意図的添加の禁止かつ1000ppm(*1、*2)
A06	水銀及びその化合物	意図的添加の禁止かつ1000ppm(*1、*2)
A07	オゾン層破壊物質(例:CFC類、HCFC類、HBFC類、四塩化炭素等)	意図的添加の禁止
A08	ポリ臭化ビフェニル類(略称:PBB類)	意図的添加の禁止かつ1000ppm(*1)
A09	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(略称:PBDE類)	意図的添加の禁止かつ1000ppm(*1)
A10	ポリ塩化ビフェニル類(略称:PCB類)	意図的添加の禁止
A11	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上のものに限る)	意図的添加の禁止
A12	放射性物質	意図的添加の禁止
A13	一部(炭素鎖長10~13)の短鎖型塩化パラフィン	意図的添加の禁止
A14	トリブチルスズ(略称:TBT)、トリフェニルスズ(略称:TPP)	意図的添加の禁止
A15	ビス(トリブチルスズ)＝オキシド(略称:TBT-O)	意図的添加の禁止
A16	4-アミノジフェニル及びその塩	意図的添加の禁止
A17	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキゾ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名:アルドリン)	意図的添加の禁止
A18	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名:エンドリン)	意図的添加の禁止
A19	黄りん(例:マッチの火薬に含有している場合がある)	意図的添加の禁止
A20	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン、1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名:クロルデン又はヘプタクロル)	意図的添加の禁止
A21	N, N'-ジトリル-パラフェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラフェニレンジアミン又はN, N'-ジキシリル-パラフェニレンジアミン	意図的添加の禁止
A22	ダイオキシン類	意図的添加の禁止
A23	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン(別名:DDT)	意図的添加の禁止

A 2 4	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (別名: デイルドリン)	意図的添加の禁止
A 2 5	ポリクロロ-2, 2-ジメチル-3-メチリデンピシクロ [2, 2, 1] ヘプタン (別名: トキサフェン)	意図的添加の禁止
A 2 6	2, 4, 6-トリターシャリーブチルフェノール	意図的添加の禁止
A 2 7	β -ナフチルアミン及びその塩	意図的添加の禁止
A 2 8	4-ニトロジフェニル及びその塩	意図的添加の禁止
A 2 9	ビス (クロロメチル) エーテル	意図的添加の禁止
A 3 0	ヘキサクロロベンゼン	意図的添加の禁止
A 3 1	ベンジジン及びその塩	意図的添加の禁止
A 3 2	ベンゼン	意図的添加の禁止
A 3 3	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	意図的添加の禁止
A 3 4	ドデカクロロペンタシクロ [5, 3, 0, 0 (2, 6), 0 (3, 9), 0 (4, 8)] デカン (別名: マイレックス)	意図的添加の禁止
A 3 5	2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス (4-クロロフェニル) エタノール (別名: ケルセン又はジコホル)	意図的添加の禁止
A 3 6	ヘキサクロロプター-1, 3-ジエン (別名: 六塩化プタジエン)	意図的添加の禁止
A 3 7	ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸) (別名: PFOS) 又はその塩	意図的添加の禁止
A 3 8	ペルフルオロ (オクタン-1-スルホニル) =フルオリド (別名: PFOSF)	意図的添加の禁止
A 3 9	ポリ塩化ターフェニル (略称: PCT類)	意図的添加の禁止
A 4 0	三置換有機スズ化合物 (A 1 4, A 1 5を除く)	意図的添加の禁止かつ 1000ppm (*3)
A 4 1	フマル酸ジメチル (略称: DMF)	意図的添加の禁止
A 4 2	ペンタクロロベンゼン	意図的添加の禁止
A 4 3	r-1, c-2, t-3, c-4, t-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名: α -ヘキサクロロシクロヘキサン)	意図的添加の禁止
A 4 4	r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名: β -ヘキサクロロシクロヘキサン)	意図的添加の禁止
A 4 5	r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名: γ -ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン)	意図的添加の禁止
A 4 6	デカクロロペンタシクロ [5, 3, 0, 0 ^{2, 6} , 0 ^{3, 9} , 0 ^{4, 8}] デカン-5-オン (別名: クロルデコン)	意図的添加の禁止
A 4 7	ジオクチルスズ化合物 (略称: DOT)	意図的添加の禁止かつ 1000ppm (*3, *4)
A 4 8	ジブチルスズ化合物 (略称: DBT)	意図的添加の禁止かつ 1000ppm (*3, *4)
A 4 9	ホルムアルデヒド (対象製品: *5)	意図的添加の禁止
A 5 0	ポリ塩化ビニル (略称: PVC) 及びPVC混合物 (対象製品: *6)	意図的添加の禁止
A 5 1	酸化ベリリウム	意図的添加の禁止
A 5 2	フッ素系温室効果ガス (HFC, PFC, SF6) (対象製品: *7)	意図的添加の禁止
A 5 3	塩化コバルト (対象製品: *8)	意図的添加の禁止
A 5 4	6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド (別名: エンドスルファン又はベンゾエピン)	意図的添加の禁止
A 5 5	ヘキサブロモシクロドデカン (略称: HBCD)	意図的添加の禁止
A 5 6	ベンゾ [a] アントラセン (略称: BAA)	人体に触れる部分かつ 1 ppm (*9)
A 5 7	クリセン (略称: CHY)	人体に触れる部分かつ 1 ppm (*9)
A 5 8	ベンゾ [b] フルオランテン (略称: BbF)	人体に触れる部分かつ 1 ppm (*9)
A 5 9	ベンゾ [k] フルオランテン (略称: BkF)	人体に触れる部分かつ 1 ppm (*9)
A 6 0	ベンゾ [j] フルオランテン (略称: BjF)	人体に触れる部分かつ 1 ppm (*9)
A 6 1	ベンゾ [a] ピレン (略称: BaP)	人体に触れる部分かつ 1 ppm (*9)
A 6 2	ベンゾ [e] ピレン (略称: BeP)	人体に触れる部分かつ 1 ppm (*9)
A 6 3	ジベンゾ [a, h] アントラセン (略称: DBA)	人体に触れる部分かつ 1 ppm (*9)
A 6 4	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (略称: DEHP)	意図的添加の禁止かつ 1000ppm (*11)
A 6 5	フタル酸ジブチル (略称: DBP)	意図的添加の禁止かつ 1000ppm (*11)
A 6 6	フタル酸ブチルベンジル (略称: BBP)	意図的添加の禁止かつ 1000ppm (*11)

A 6 7	フタル酸ジイソブチル (略称: D I B P)	意図的添加の禁止かつ 1000ppm(*11)
A 6 8	パーフルオロオクタン酸 (P F O A) とその塩およびそのエステル	①部品:1000ppm ②化学品:10ppm ③コーティング材料:1μg/m ² (*10)
A 6 9	リン酸トリアリールイソプロピル化物 (略称: P I P (3:1))	意図的添加の禁止
A 7 0	ペンタクロロチオフェノール (略称: P C T P)	意図的添加の禁止
A 7 1	ペルフルオロカルボン酸 (略称: PFCAs) (炭素数 9~14 に限る) とその塩、および関連物質	1. PFCAs (C9-C14) とその塩 意図的添加の禁止かつ合計 25ppb 未満 2. PFCAs (C9-C14) 関連物質 意図的添加の禁止かつ合計 260ppb 未満
A 7 2	PFHxS とその塩および PFHxS 関連物質	1. PFHxS とその塩 意図的添加の禁止かつ合計 25ppb 未満 2. PFHxS 関連物質 意図的添加の禁止かつ合計 1000ppb 未満
A 7 3	デクロランプラス	意図的添加の禁止
A 7 4	UV-328	意図的添加の禁止
A 7 5	メトキシシクロル	意図的添加の禁止
A 7 6	有機リン系難燃剤のうち 3 物質 ・リン酸トリス (2-クロロエチル) (TCEP) ・リン酸トリス (2-クロロ-1-メチルエチル) (TCPP) ・リン酸トリス (2,3-ジクロロプロピル) (TDCPP)	意図的添加の禁止かつ 1000ppm
A 7 7	ペンタクロロフェノール (P C P) とその塩およびエステル類	意図的添加の禁止
A 7 8	フタル酸エステル類のうち 5 物質 ・DINP フタル酸ジイソノニル CAS No. 28553-12-0 / 68515-48-0 ・DIDP フタル酸ジイソデシル CAS No. 26761-40-0 / 68515-49-1 ・DNOP フタル酸ジ-n-オクチル CAS No. 117-84-0 ・DNHP フタル酸ジ-n-ヘキシル CAS No. 84-75-3 ・DMEP フタル酸ビス (2-メトキシエチル) CAS No. 117-82-8	意図的添加の禁止かつ 1000ppm
A 7 9	赤りん	意図的添加の禁止

「意図的添加」とは、特定の特性、外観、または品質をもたらすために納入品の形成時に化学物質を故意に使用することです。
 (* 1) 禁止する含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味です。算出する場合の分母は各均質材料とします。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。例えばカドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とします。ただし、欧州 R o H S 指令の適用除外が認められている使用可能用途 (将来的に認められる使用可能用途を含む) に限り、含有禁止の除外とします。

(* 2) 包装材の場合、包装を構成する均質材料ごとに 4 物質 (カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物) の総量として重量比で 1 0 0 p p m を含有濃度の閾値とします。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とします。

(* 3) 禁止する含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味です。算出する場合の分子は金属スズ (S n) としての換算値、分母は各成型品あるいはその部品単位 (D B T のみ混合物も含む) とします。

(* 4) 欧州 R E A C H 規則付属書 XVII 記載の用途と物質群を対象とします。ただし、適用除外と期限が定められている使用可能用途に限り、含有禁止の除外とします。

(* 5) 対象: 製品に組み込んで使用される、繊維板 (ファイバーボード)、パーティクルボード及び合板を用いた木工製品 (スピーカー、ラック等)

(* 6) 対象: ①非接触 I C カード用基材、②キャリングバック、キャリングケース、キャリングポーチ用の生地及びコーティング剤、③接続コードを束ねる結束バンド、④包装部品・材料 (袋、粘着テープ等)、⑤熱収縮チューブ、⑥絶縁版、化粧板、ラベル、シート、ラミネート

(* 7) 対象: 冷媒・断熱材等の製品に搭載する用途

(* 8) 対象: ①乾燥剤 (シリカゲル等) に使用される湿度指示薬、②湿度インジケータ

(* 9) 欧州 R E A C H 規則付属書 XVII 記載の用途と物質群を対象とします。ただし、適用除外と期限が定められている使用可能用途に限り、含有禁止の除外とします。

(* 1 0) 下記に該当するものは使用禁止とします。

①部品に対し 1 0 0 0 p p m を超える含有がある場合。

②化学品 (液体混合物中など) に対し 1 0 p p m を超える含有がある場合。

③繊維物、繊維、カーペット、およびその他のコーティングされた材料に対し 1 μ g / m² を超える含有がある場合。

(* 1 1) 禁止する含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味です。算出する場合の分母は各均質材料とします。ただし、欧州 R o H S 指令で規制されていない、或いは、適用除外が認められている使用可能用途 (将来的に認められる使用可能用途を含む) に限り、含有禁止の除外とします。

以上

改定履歴

版数	改定理由及び内容	改定日
初版	新規制定	2007年4月1日
2版	環境関連物質リストの見直し及び含有化学物質管理をJAMPへ変更し、全面改定	2011年9月1日
3版	環境関連物質リストの見直し	2015年2月16日
4版	環境基本方針の改訂 JAMP URLの修正 含有量調査をAIS、MSDS plusフォームからchemSHERPAに変更 禁止物質の追加および禁止時期の見直し	2021年5月1日
5版	<ul style="list-style-type: none"> ・「東芝グループ環境未来ビジョン 2050」を拠り所とした「グリーン調達の目的」、「グリーン調達の適用範囲」の追加、同ビジョンに則した形での「グリーン調達基準」と「お願い事項」の整理・統合等 ・禁止物質(群)の追加(A71 ペルフルオロカルボン酸(C9-C1)とその塩) 	2022年11月15日
6版	<ul style="list-style-type: none"> ・「5. 調達取引先様へのお願い事項」の内容見直し。主に「5.1 東芝グループ調達基準に則した環境経営の推進」の基準内容や注釈類の見直し。 ・「カーボンニュートラルに向けた温室効果ガス排出削減目標」の図の修正、「(別表2)管理物質(群)」の追加(B14, B15, B16, B17)など 	2023年10月2日

版数	改定理由及び内容	改定日
7 版	<ul style="list-style-type: none"> ・ 禁止物質（群）の追加 A72 PFHxS とその塩および PFHxS 関連物質 A73 デクロランプラス A74 UV-328 A75 メトキシクロル A76 有機リン系難燃剤のうち 3 物質 <ul style="list-style-type: none"> ・ リン酸トリス（2-クロロエチル）（TCEP） ・ リン酸トリス（2-クロロ-1-メチルエチル）（TCPP） ・ リン酸トリス（2,3-ジクロロプロピル）（TDCPP） A77 ペンタクロロフェノール（PCP）とその塩およびエステル類 A78 フタル酸エステル類のうち 5 物質 <ul style="list-style-type: none"> ・ DINP フタル酸ジイソノニル ・ DIDP フタル酸ジイソデシル ・ DNOP フタル酸ジ-n-オクチル ・ DNHP フタル酸ジ-n-ヘキシル ・ DMEP フタル酸ビス（2-メトキシエチル） A79 赤りん <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理物質（群）の B17 PFAS の法改正に伴う注釈の追加 ・ 「5. 調達取引先様へのお願い事項」の「（3）環境負荷低減活動の推進」に、温室効果ガス排出量実績の社外開示を追加。 ・ その他、文言統一など 	2024 年 10 月 1 日
8 版	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東芝グループ環境未来ビジョン 2050 URL 変更 ・ 東芝グループ環境アクションプラン URL 変更 	2025 年 10 月 15 日

東芝ホクト電子株式会社

〒078-8335 北海道旭川市南5条通23丁目1975番地

・ 調達部 TEL 0166-31-4722
・ 総務部 設備管理グループ TEL 0166-31-4725